

【別紙】

訪問看護利用料(介護保険)

令和3年4月1日

訪問看護ステーション パウ

利用料の種類		時間・適応	単位	
			要支援1～2	要介護1～5
訪問看護	1. 看護職員	20分未満	302	313
		30分未満	450	470
		30～60分未満	792	821
		60～90分未満	1,087	1,125
	2. 理学療法士等	20分	283	293
		40分	566	586
60分		426	792	
3. 早朝・夜間加算(6時～8時・18時～22時)			単位の25%増	
4. 深夜訪問看護加算(22時～6時)			単位の50%増	
5. 緊急時訪問看護加算		月1回	574	
6. 特別管理加算 I 悪性腫瘍、気管切開患者、留置カテーテルを使用している状態であること			(I) 500	
特別管理加算 II 人工肛門、腹膜灌流、血液透析、自己導尿、酸素療法、呼吸療法、疼痛管理、褥瘡、点滴注射などの状態であること			(II) 250	
※特別な管理を必要とする状態の利用者への計画的管理を行なう場合		月1回		
7. 複数名訪問加算 I 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合(1回につき)	30分未満	254		
	30分以上	402		
複数名訪問加算 II 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(1回につき)	30分未満	201		
	30分以上	317		
8. 長時間訪問加算 90分を超える訪問看護	適応時	300		
9. 初回加算	適応月1回	300		
10. 退院時共同指導加算	適応時	600		
11. 看護・介護職員連携強化加算	月1回	250		
12. ターミナルケア加算	適応時	2,000		
13. サービス提供体制強化加算	1回につき	(I) 6 (II) 3		
14. 看護体制強化加算 I・II	適応月1回	(I) 550 (II) 200		
※医療ニーズの高い利用者への訪問看護体制が基準に適合した場合				

※介護保険の給付の対象となる、以上のサービスは利用料金の7～9割が介護保険から給付されます。

※5. 6. 12. 13については、区分支給限度基準額算定対象外です。

※当事業所所在地が地域区分3級地の為、上記の単位の11.05を乗じます。

その他利用料	
衛生材料費(ガーゼ、テープなど)	実費相当額
死後の処置料(材料費を含む)	12,000円
長時間利用料	4,200円(90分を超える訪問30分につき)
保険適応外の訪問看護利用料	30分 4,600円(営業日営業時間内)
QOL(生活の質)の向上を目的とする保険適応外の訪問	(交通費は別途徴収することあり)
有料駐車場(訪問時間内の駐車スペース確保が困難な場合)	実費相当額